豊橋市広報紙広告掲載実施要綱

豊橋市広報紙広告掲載実施要綱の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載要件）

第２条　広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）は、豊橋市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第３条及び豊橋市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告の規格等）

第３条　広告の掲載位置、規格、その他の広告掲載に関する具体的な基準は、別に定める豊橋市広報紙広告掲載実施要綱別則（以下「別則」という。）による。

（広告掲載枠の売渡し）

第４条　市は、広報紙の広告掲載枠を、一括して広告取扱事業者（以下「受注者」という。）に売り渡すものとする。

２　前項の売渡しに関する契約の締結及び業務の履行については、この要綱、別則及び別に定める仕様書による。

（事前審査）

第５条　前条の規定により広告掲載枠の売り渡しを受けた受注者は、広報紙に広告を掲載しようとするときは、当該広告について、広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱及び別則に基づき事前審査を行い、修正等の必要があるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（掲載の申請）

第６条　受注者は、前条の規定による事前審査により適当と認めた広告について、広報紙広告掲載申請書（様式第１）に掲載しようとする広告原稿及び関係資料を添えて、市長に申請するものとする。

（掲載の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査を行い、広告掲載の可否を決定し、広報紙広告掲載決定通知書（様式第２）により受注者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査において、申請に係る広告の内容が広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱又は別則のいずれかの規定に適合しないと認めるときは、受注者に対し、当該広告の内容の変更を求めることができる。

（申請内容の変更等）

第８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広報紙広告申請内容変更届（様式第３）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他特別の事情があるときは、この限りでない。

（１）　広告を差し替えるとき。

（２）　広報紙広告掲載申請書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（掲載決定の取消し）

第９条　市長は、受注者若しくは掲載しようとする広告が広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱若しくは別則のいずれかの規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により第７条第１項の規定による掲載の決定を受けたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

２　市は、前項の規定による取消し等により受注者又は広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（責任の所在）

第 10 条　掲載された広告の内容及びこれに関するトラブル等については、広告主の責任及び負担において対応するものとし、市はその責任を負わない。

（損害賠償）

第 11 条　広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱又は別則のいずれかの規定に違反した広告掲載内容により市が損害を受けた場合は、市長は広告主に対し、損害賠償を請求することができる。

（審査会）

第 12 条　広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3　委員長は、企画部長をもって充てる。

4　委員は、広報広聴課長、政策企画課長、秘書課長をもって充てる。

（会議）

第 13 条　審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2　委員長は、委員がやむを得ず会議に出席できないときは、代理の者を出席させるこ

とができる。

3　やむを得ない事由により会議を開催できないときは、委員長及び委員の書面による審査をもって、当該会議による審査に代えることができる。

4　委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

（庶務）

第14条　審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

様式第１（第６条関係）

年　　月　　日

広報紙広告掲載申請書

豊橋市長　様

（広告取扱事業者）
住　　所

氏　　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="8">広告掲載希望者</td><td colspan="2">所　在　地</td><td>〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者役職名・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>TEL</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>Eメール</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業　　種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">掲載希望号</td><td>年　　月号
裏表紙全面　裏表紙上段　裏表紙下段
中面全面　　中面上段　　中面下段</td></tr>
<tr><td colspan="3">広告の内容</td><td>添付の広告原稿のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">広告の大きさ</td><td>天地　　mm　　左右　　mm</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">添　付　資　料</td><td>広告原稿（出力原稿及び電子データ）</td></tr>
<tr><td>会社概要（登記簿謄本の写し等）</td></tr>
<tr><td>承諾書（市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの）</td></tr>
<tr><td>許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し</td></tr>
</table>

様式第２（第７条関係）

年　　月　　日

広報紙広告掲載決定通知書

（広告取扱事業者）様

豊橋市長

年　　月　　日付で申請がありました広報紙広告掲載について、次のとおり決定しましたので、豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第７条第１項の規定により通知します。

決 定 区 分		□　掲載する □　掲載しない 理由（　　）
広告掲載希望者	所　在　地	〒　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
掲載決定号		年　　月号 裏表紙全面　裏表紙上段　裏表紙下段 中面全面　　中面上段　　中面下段
広告の内容		提出の広告原稿のとおり
広告の大きさ		天地　　mm　　左右　　mm

担当　豊橋市役所企画部広報広聴課
TEL (0532)51-2165
FAX (0532)56-5711

様式第３（第８条関係）

年　　月　　日

広報紙広告申請内容変更届

豊橋市長　　様

（広告取扱事業者）
住　　所

氏　　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第８条の規定により、次のとおり変更を届け出します。

広告掲載者	所　在　地	〒　　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
変更する広告掲載号		年　　月号 裏表紙全面　裏表紙上段　裏表紙下段 中面全面　　中面上段　　中面下段
変更理由		□　広告を差し替える。 □　広報紙広告掲載申請書又は添付書類の内容に変更がある。
変更後の広告原稿		（広告原稿を変更する場合は、出力原稿及び電子データも添付してください。）
申請書又は添付書類の変更後の内容		

年　　月　　日

承　諾　書

豊橋市長　　様

住　所

氏　名

（法人の場合は、名称及び代表者）

（電話　　）

豊橋市広報紙広告掲載申請に当たり、豊橋市広告掲載基準第２条第15号に規定する要件確認のため、市税及び国民健康保険税の滞納額を閲覧することには差し支えありません。